

十二の三	ハイヤー旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十八条の三の運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、事業用自動車の運転者等に携行させ、及びその保存をすること。
十三(二十一)	(略)
2・3	(略)
(運転者)	
第五十条	旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
一(十)	(略)
2(8)	(略)
9	ハイヤー旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中第二十八条の三の運行指示書を携行しなければならない。
10(12)	(略)

第二 (国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)
第二条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国土交通省令第二十六号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一(第三条及び第四条関係)	(略)	別表第一(第三条及び第四条関係)	(略)
(略)	第七条の二第二項及び第三項(これらの規定を第七条の三第二項において準用する場合を含む)、第二十八条の二第二項(第二十八条の三第二項において準用する場合を含む)並びに第三十七条第一項及び第二項	(略)	第七条の二第二項及び第三項、第二十八条の二第二項並びに第三十七条第一項及び第二項
別表第二(第五条及び第六条関係)	(略)	別表第二(第五条及び第六条関係)	(略)
(略)	第二十八条の二第一項、第二十八条の三第一項並びに第三十七条第一項及び第二項	(略)	第二十八条の二第一項並びに第三十七条第一項及び第二項
別表第四(第十条及び第十一条関係)	(略)	別表第四(第十条及び第十一条関係)	(略)
(略)	第七条の二第二項及び第七条の三第一項	(略)	第七条の二第二項
旅客自動車運送事業運輸規則	(略)	旅客自動車運送事業運輸規則	(略)
(略)			

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に申込みがされたハイヤー旅客運送(第一条の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第七条の三第一項に規定するハイヤー旅客運送をいう。)の引受けについては、なお従前の例による。